

十勝教育研修センター処務規程

〔平成7年4月1日〕
教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 十勝教育研修センター（以下「研修センター」という。）の組織及び事務分掌、その他処務について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 研修センターに所長、その他必要な職員を置く。

2 研修センターに施設係を置き、その分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修センターの運営、管理に関すること。
- (2) 研修センターの事業に関すること。
- (3) その他、研修センター内の庶務に関すること。

(職務)

第3条 所長は、職員を指揮監督し、研修センターの管理の責に任じ、所管業務を掌理する。

2 係員は、所長の指示により事務を処理し、所長を補佐する。

(準用規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、事務の処理その他必要な事項については、十勝圏複合事務組合及び教育委員会の諸規定を準用する。

附 則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。